

二 新宮ダムの建設

(一) 新宮ダム建設までの経緯

銅山川分水

四国は、太平洋側の多雨地帯と、瀬戸内の少雨地帯に二分され、古く藩政末期から、豊かな水量を誇る吉野川水系の水に期待する数多くの分水構想が描かれてきた。

宇摩平野は、法皇山脈と海岸に挟まれた細長い地形で、瀬戸内海に流れ込むこの地方の河川は、特に流路は短小で流量も少なく、古来から水不足と大旱害に悩まされてきた。したがって、山脈の裏を流れる銅山川の水の利用に格別の熱い思いをかけてきたのである。

慶応三年（一八六七）、ときの三島代官松下節也は、この銅山川の水をトンネルで宇摩平野に導く計画を建てたのが銅山川分水の最初の計画と言われるが、当時は幕末の動乱と明治維新の混乱期であり、とても実現できる状態ではなかった。

大正三年、地元有志による疎水事業、翌四年、発電会社による発電事業として、それぞれ分水許可申請を知事に提出し、翌五年にはこれを一体の事業として変更申請した。愛媛県知事は、内務大臣に願い出るとともに、徳島県に協議を申し入れたが、同意を得るに至らなかった。

大正十三年、宇摩地方は重なる大旱害に見舞われ、二年後の十五年には愛媛県が中心となって疎水事業期成同盟会を結成、新たな計画のもとに内務省に分水計画を出願した。昭和六年、内務省は愛媛、徳島両県の調整に乗り出した

が、徳島県はその後発生した高知分水問題にも刺激され、すべての分水に反対する内容の「吉野川保全に関する建議」を満場一致で議会議決し、協議は不調に終わった。

昭和九年、愛媛県議会は銅山川分水事業の促進を議決し、分水を強く要望したことで、内務省は再び両県の斡旋に努めた結果、発電を除いて灌漑用水のみとした第一次分水協定が、昭和十一年一月に成立をみたのである。しかし、当時は戦時下であり、分水隧道等の工事は進まず、一方、軍事体制の求めるところから、除かれていた発電事業も再び加えられて昭和二十年二月、新たに第二次分水協定が成立したが、工事は中止されたままであった。

終戦後、愛媛県は工事の再開を図ったが、徳島県は、第二次分水協定は戦時下の国策によるものだとして異議をとなえ、両県で折衝が繰り返された。内務省、四国行政事務局などが斡旋に入り、昭和二十二年三月、第一次分水協定の下流放流量を確保することで、第三次分水協定が成立した。これにより柳瀬ダムには、洪水調節の目的も加えた多目的ダムとして、昭和二十四年四月に着工された。このとき、ダム堤高やダム完成前の取水を可とする第四次分水協定の取り決めを経て、昭和二十八年十月、柳瀬ダムは完成、宇摩平野住民悲願の銅山川の水が、初めて山を越えて流れたのである。

その後、昭和三十一年、分水量を巡り、協定の解釈で両県が対立した。これは、当時川之江、伊予三島両市の工業用水需要の急激なたかまりも大きく働いたもので、愛媛県は中・四国地方建設局長に対して、銅山川の水の有効利用の主旨で、現分水協定の改定斡旋を求め、昭和三十三年十月一日、詳細な取決めをもって第五次分水協定が成立したのである。

吉野川総合開発計画

河水統制

昭和八年、官制をもって土木会議が設置され、土木に関する重要事項を調査審議することとした。昭和十年、同会議は、水害防止の恒久策として、「水害防備ノ確立ニ関スル件」を決定し、その一項目として「河水統制ノ調査並ニ施行」を定めた。その内容は「河川ノ上流ニ洪水ヲ貯溜シ水害ヲ軽減スルト共ニ各種ノ河川利用ヲ増進スルノ方途ヲ講スルハ治水政策上ハ勿論国策上最モ有効適切ナルヲ以テ速ニ調査ニ着手シ河水統制ノ実現ヲ期スルコト」として、治水と利水が統一的にとらえられた利水行政上重要な意味をもつものである。しかし、全般的な調査と、それに基づく河水統制計画の樹立には至らず、個々の問題解決に追われたのが実態であった。

国土総合開発

戦争による国土荒廃と災害の多発、その中からの新たな国土建設、産業経済の復興の要請を受けて、昭和二十五年、「国土総合開発法」が制定された。これに基づき同二十六年「四国地方総合開発審議会」が設置され、吉野川流域についても同法に基づき調査地域として閣議了解がなされた。一方、昭和二十七年には、逼迫する電力事情から「電源開発促進法」も制定された。

吉野川総合開発計画

吉野川総合開発は、四国開発の鍵として、計画立案と調整が重ねられ、昭和四十一年六月、その計画決定をみた。計画には、洪水調節、不特定用水確保、新規用水供給、発電等で、いずれも四国地域住民の生活向上と産業発展に寄与するものとされ、四国四県が一体となり、国とともに計画策定をみたことの意義は大きいといえる。吉野川総合開発計画は当初「特定多目的ダム法」に基づく計画として定められたが、同年十一月、吉野川が水資源開発水系に指定

され、水資源開発促進法による計画に移行することになる。

吉野川水系水資源開発基本計画

昭和四十二年三月閣議決定された「吉野川水系における水資源開発基本計画」は、その後四回に及ぶ計画変更（事業追加）を経て、今日のものとなっている。新宮ダム計画については、昭和四十三年七月、第二回の一部変更として、旧吉野川河口堰とともに事業追加がなされたものである。内容は次のとおりである。

○新宮ダム建設事業

名称 新宮ダム

事業目的 このダムは、洪水調節及び発電の用に供する機能を有するものであるが、この事業により新宮地点から愛媛県に分水を行ない、愛媛県の工業用水及び農業用水を確保するものとする。

事業主体 水資源開発公団

なお発電に係る分については別に愛媛県から事業の委託を受けるものとする。

河川名 銅山川

新規利水容量 約一七〇〇千立方メートル

工期 昭和四十四年度から昭和五十年年度まで

(二) 新宮ダムの建設

以上述べてきたように、さまざまな経緯を経て、新宮ダムは昭和四十五年二月に決定され、同年三月一日「新宮ダム調査所」が伊予三島市に開設されて建設が始まった。

建設の経過及びダム・貯水池の諸元は第八表及び第九表のとおりである。

第9表 新宮ダム・貯水池等諸元

ダ ム		貯 水 池		水 没 補 償	
河川名	吉野川水系綱山川	集水面積	254.3km ²	水没戸数	65+22=87
位置	宇摩郡新宮村 大字馬立		直接 214.9km ²		公共
地質	砂質片岩	たん水面積	0.9km ²	土 地	1.1ha 12.5ha 53.0ha 3.7ha
形式	重力式 コンクリートダム	たん水延長	約 8.0km		
堤高	420m	常時満水位	E.L. 234.2m	県道付替	3.0km
堤頂長	138m	総貯水容量	13,000,000m ³	市・村道付替	11.3km
堤体積	約 80,000m ³	有効貯水容量	11,700,000m ³	総事業費	86.5億円
放流設備形式	堤頂越流型 ラジアルゲート	洪水貯水容量	5,000,000m ³	工 期	昭45.3 ~52.3
門 数	4 門	利水容量			
ゲート法	(高) 14.05× (巾) 10.0m	洪水期 非洪水期	6,700,000m ³ 11,700,000m ³		

第8表 新宮ダム建設事業の経過

年月日	事 業 の 経 過
45. 2. 25	水資源開発基本計画の一部変更による新宮ダム建設事業追加
3. 1	新宮ダム調査所開設（伊予三島市）
5. 9	建設事業説明会開催（大影地区）
5. 16	建設事業説明会開催（古野地区）
6. 4	水没地区、大影地区対策協に土地立入調査申入
7. 27	貯水池の説明会と標識杭の設置
7. 30	ダムサイト調査説明会開催
8. 1	新宮ダム建設所に名称変更
8. 3	8月13日まで用地一筆調査ならびにダムサイト調査説明会開催
46. 3. 14	3地区対策協議会と立入調査に対する覚書締結
3. 26	用地一筆調査開始
4. 1	ダム建設事務所（建設所）現地に移転
6. 14	用地一筆調査完了
7. 1	新宮村、公共補償等の要望書提出
11. 29	工事用道路の施工について覚書締結
12. 30	補償基準発表
47. 11. 7	一般補償基準妥結
11. 11	公共補償基準妥結
11. 24	ダム建設工事発注
12. 7	補償契約開始
48. 3. 27	公共補償について新宮村と公団、協定締結
4. 5	ダム本体掘削開始
6. 4	水没世帯者補償契約完了
10. 19	ダム本体コンクリート打設開始
11. 10	少数残存補償妥結
49. 3. 27	綱山川中流漁協補償調印締結
〃	新宮村公共補償調印締結
4. 16	ダム定礎式
50. 1. 28	少数残存者契約移転完了
2. 28	ダムコンクリート打設完了
3. 26	水没世帯者移転完了
5. 13	新宮ダム建設工事竣功
6. 14	ダム第1次一部使用承認（たん水開始）
7. 1	分水隧道通水開始（試験通水）
10. 29	新宮ダム竣功式
11. 1	新宮ダム管理所発足
51. 3. 23	ツツレハタ地すべり対策工事発注
3. 29	堀ヶ畑地すべり対策工事発注
6. 14	ツツレハタ地区に地すべり性崩かい発生
52. 3. 25	地すべり対策工事竣功
3. 31	新宮ダム建設事業完了

新宮ダムは、着工以来三年、昭和五十年十月に竣工した。新宮村
 始まって以来の大型事業といえる新宮ダム工事は、我々にさまざま
 な教訓を残したといえる。

(三) 新宮ダム建設経過と対策

水没地域の情況

新宮ダムによる水没戸数は、新宮村で六五世帯、伊予三島市が二
 二世帯、合計八七世帯であった。その他当村では古野小学校、中山
 神社等が水没した。

水没地区では、いち早く「新宮ダム水没地区対策協議会」を結成
 し、ダム建設地では「大影地区対策協議会」、馬立川取水堰の建設さ
 れる馬立地区でも「馬立地区対策協議会」が相次いで結成された。

昭和四十五年五月、水資源開発公団（以下「公団」と略記）は、各対
 策協議会に対してダム建設事業の説明会を開催し、同年六月には土
 地立入調査の申入れを行った。以後の経過は第八表のとおりであ
 る。

こうして昭和四十七年十一月には、補償基準が妥結した。土地立
 入り調査から二年四月を要したことになる。ダム建設にとって、最

第10表 水没地区関係者調

地区	水没世帯	残存世帯
下味野影仲他	25	5
ノ五	9	—
日古川大市そ	14	—
	17	3
	—	—
	—	—
計	65	8

大の難関とされる水没補償の交渉が、このように比較的短期間で妥結に至ったことは、水没地区の関係者に、このダム建設について基本的に反対を主張する意見がなかったことがあげられる。

当時の社会情勢は、昭和四十八年に発生した第一次オイルショックの直前につながる時期にあたる。高度成長から安定成長へという掛声が言われていたが、日本経済は順調な発展の続く中であり、一方では日本全体が過疎と過密の両極に、激しく分化する最中であつた。このダムの水没地域から、小さな山脈を越えて僅かに二十数分の時間距離にある川之江市や伊予三島市は、製紙工業を中心に発展を続けて、地域の経済、生活圏の中核となり、ダム水没地域もまたその傘下にあつた。過疎の進むこの村から転出しようとする気運が、水没地区の中にも十分に潜在していたのはたしかであろう。六五世帯の水没者の中で、村内に残つた世帯は僅かに三戸であつたことが、その辺の事情を物語っているのではなからうか。水没補償交渉で、最も難航したが、生活再建を図る場とする川之江、伊予三島地域の宅地価格と、水没地の宅地補償価格の差をめぐる議論であつたことからそのことが推察できる。



新宮ダム

新宮ダムの建設は、吉野川水系水資源開発の一環として計

画され、愛媛県への完全分水を主要な目的として建設されたものである。したがってダム直下流の銅山川はもろん、同ダムに導水する支流馬立川取水堰からもその下流には、一滴の水も残さないという計画であつた。当時は、開発に対する環境問題にも関心の高まりつつあるときであり、当然に下流環境を無視したダム計画に対する反対運動が、下流域を中心に起こつた。

この反対運動は、「新宮ダム反対同盟」の結成となり、昭和四十六年九月、その年に設置されたばかりの環境庁に對し、このダムの環境無視の不当性を訴える長官直訴陳情が行われ、更にダムサイト附近には、建設阻止の団結小屋がつくられるなど、半ば実力行使の様相を呈するまでに発展した。反対理由の中心は、下流の流水枯渇であり、愛媛への完全分水を期する愛媛県当局が、実質的なこの反対運動の受け手であつた。

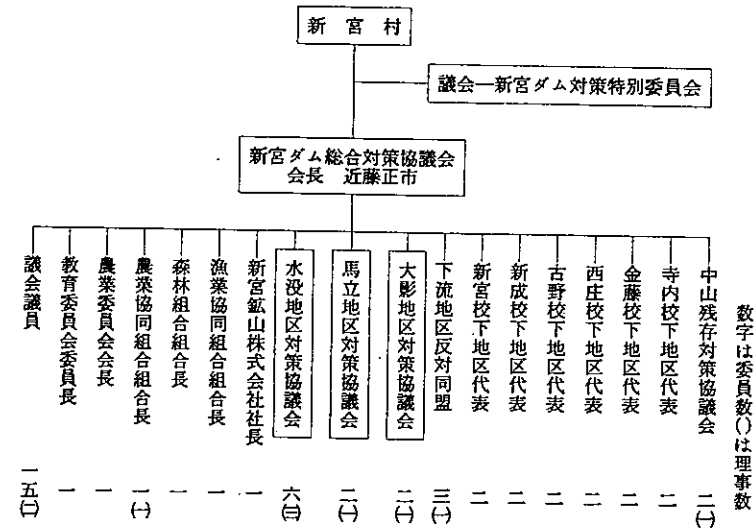
この反対運動の中には、下流の枯渇という環境問題のほかに、ダム建設がもたらす受益と被害の調整を重視する認識もあつた。したがって、公共補償のほか、村の地域振興策などのあり方も、重要な課題となつたのである。愛媛県は、これらの調整を図りつつ、問題の下流環境対策については、馬立川取水堰から毎秒〇・二八五トンの放流を行うことを中心に、いくつかの下流環境保全策を講ずることで収拾が図られた。

新宮村の対応

新宮ダム建設にかかわる歴史的、社会的背景と、これを受ける新宮村の状況については、概説してきたとおりであるが、村の歴史上も極めて重大な事業として位置づけられることは言うまでもない。

このダム建設が巷の話題にのぼり始めた昭和三十六年七月、村議会はこれに對処するため「水利対策特別委員会」を設置、昭和四十五年二月には「新宮ダム対策特別委員会」(委員長田邊忠雄)に改めて、問題の研究協議を重ねてきた。また、水没地区などの地区対策協議会や下流の反対意見も反映する民間組織、「新宮ダム総合対策協議会」が設

第6図 新宮ダム対策組織図

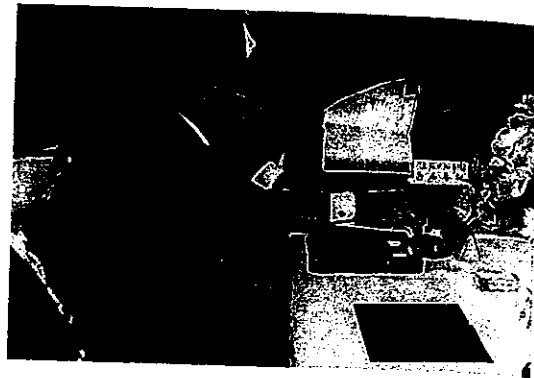


数字は委員数()は理事数

置され、広く村民の意見交換が図られてきた。

昭和四十六年七月一日、新宮村長山下幸雄は、広範な意見の集約を基礎にした「新宮ダム建設に関する要求書」を取りまとめ、ダム建設を容認する場合の条件を起業者に提出した。その内容は、四二項目にわたるものであったが、大別して①水没補償、②下流域の環境保全対策、③村の振興対策の推進であった。

③村の振興対策の中には、「川之江地域との交通条件を抜本的に整備」する施策として、堀切トンネルの建設が組み込まれていた。これは具体的には、県道川之江大豊線の改良であり、当然愛媛県の所管事項である。しかもこの問題は、新宮ダムとは別に、村の重要案件として、以前から対県陳情を重ねてきたものである。愛媛県には、中、南予地域に数多いトンネル計画があり、堀切トンネルの建設見込みは非常に厳しい状況下にあった。しかし、「ダム建設による新宮村の村勢縮少等の損失は、堀切トンネルの建設によってこそ償われるべきだ」という地域均衡開発の主張によって、ようやく達成されたのであった。



新宮ダム建設に伴う公共補償覚書調印

その他の諸要求は、一般行政施策等を折りまげて、大方の実現を見込むことができる状況となった。このようにして、昭和四十七年十一月十一日、公共補償交渉が妥結し、新宮ダム建設は着工へと進展することになった。

三 地すべり防止対策

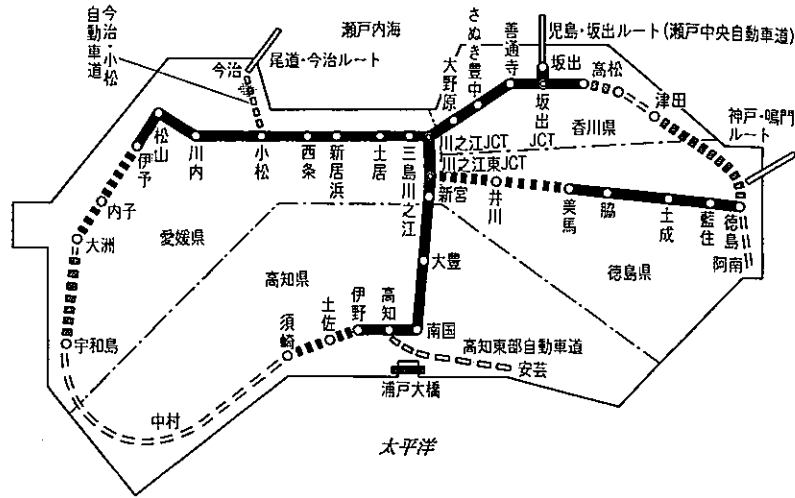
新宮村は、一般的に地形が急峻なうえに、地質上も地すべりが起きやすい特性をもった土地である。

地質上の特性とは、本村の大部分が結晶片岩で構成されており、中でも泥質片岩、砂質片岩などは、水を含むともろくなる性質がある。しかも、結晶片岩の層理、線構造が北西方向、二〇度前後下り傾斜となっている。したがって、これと平行した地表面の区域は、地すべりを起こし易いと考えられる。

新宮村内の地すべり防止指定区域は、現在、建設省所管が一四地区、農林水産省所管が三地区、計一七地区とされており、うち一三地区が大字上山にある。このことは、まさに前記の地質特性によるものといえよう。

新宮村では、太古はかなり大きな地すべりや崩落があったと想像されるが、記録上では、大きな地すべりは記録に残っていない。表土は一般的にうすく、二次崩壊い型地すべりがほとんどであると考えると考えられる。地すべり防止対策は、地すべり原因除去のために、次の事項が考えられている。

第2図 四国高規格幹線道路網計画



している。

昭和五十一年以降の村内自動車数の推移は、第六表及び第七表のとおりである。

第二節 交通新時代

一 高速自動車道の開通

四国縦・横断高速自動車道は、「国土開発幹線自動車道建設法」並びに「高速自動車国道法」に基づいて、四国四県の結びつきを強める幹線道路を造るとともに、本州四国連絡道路と一体となって四国地方の離島性を解消し、四国地方を開発促進するために計画されたものである。

縦貫自動車道は、徳島市から大洲市に至る延長約二二三キロ、横断自動車道は、高松市から須崎市に至る延長約一六二キロで、川之江市で互いに交差連結している。更に昭和六十二年には、横断道を前後に延長して、縦貫道に結び、8の字形の高規格幹線道路網計画も決定された。

横断道の川之江大豊間は、昭和四十七年六月三十日に基本計画が決定され発表された。これによって、横断道が新宮村を通ることが判明したが、当時は、具体的にいつごろ、どこを通るかについては全く不明で、対策の建てようもなかった。

昭和五十一年七月一日に、日本道路公団伊予三島調査事務所が設置され、動きが身近に感じられるようになったこ

ろ、昭和五十二年一月、村議会改選後の議会構成で、四国横断高速自動車道対策特別委員会が設けられた。また五月二十一日には、川之江大豊間の三市町村が、互いに連携しながら情報収集と交換するために、四国横断自動車道等連絡協議会を結成、会長に大豊町長を決めた。

その後、予想ルート等について、村議会でも検討したり、陳情したりしたが、昭和五十三年初め、後日路線発表されたものとはほぼ同じルートが建設省四国地方建設局等から提示説明された。

村議会は、村内各地で集会を開催、村民の意向を調査し、種々検討したが、自動車道受入についての最小限の基本線である①ICの村内設置、②完全な地すべり防止対策の実施、③飲料水涵濁防止対策の実施が実現すれば、提示ルートでの実施もやむなしとの結論になった。

昭和五十三年十一月二十一日、川之江大豊間の整備計画が決定され、日本道路公団に対して施行命令が出された。公団は、これを受けて、具体的な調査研究にすることになる。

昭和五十七年七月二十八日、村議会は、愛媛県や高知県の意向も勘案し、横断自動車道の建設促進を村の方針とすることに

1											63											62											62										
8	7	6	6	11	10	10	9	9	7	7	6	6	4	3	2	2	12	12	12	9	7	4	4	3	1	11																	
29	28	13	1	21	18	1	13	10	1	17	1	28	1	13	25	11	25	12	10	28	1	22	14	28	26	5																	
馬立地区、新宮IC計画設計協議 馬立地区巾杭設置了承 大影トンネル工事発注 新宮地区、中央地区地権者、土地売買契約調印 新宮地区・中央地区設計協議会終了 綱山川橋上部工工事発注 村議会に長瀬土捨場反対請願提出される。請願署名名二〇一名 村議会、長瀬土捨場反対請願不採択決定 馬立地区地権者会、土地級別単価協議合意 笹ヶ峯トンネル北工事発注 長瀬土捨場工事地元説明会 第八次区間工事安全祈願祭執行 中央地区、長瀬土捨場計画了承 黒田南工事用道路発注 長瀬土捨場河川付替工事発注 法皇トンネル南工事発注 長瀬土地改良事業協同施行組合設立 久保ヶ内橋上部工他発注 漁業協同組合、河川関連工事の補償契約調印 四国横断自動車道新宮地区安全対策協議会結成（公団・高速道工事請負業者） 黒田トンネル工事発注 馬立工事区工事発注 新宮村交通安全関係団体会議結成 新宮IC工事発注 大影トンネル貫通式 川之江大豊間用地買収完了 下り付第一橋上部工発注											馬立地区、新宮IC計画設計協議 馬立地区巾杭設置了承 大影トンネル工事発注 新宮地区、中央地区地権者、土地売買契約調印 新宮地区・中央地区設計協議会終了 綱山川橋上部工工事発注 村議会に長瀬土捨場反対請願提出される。請願署名名二〇一名 村議会、長瀬土捨場反対請願不採択決定 馬立地区地権者会、土地級別単価協議合意 笹ヶ峯トンネル北工事発注 長瀬土捨場工事地元説明会 第八次区間工事安全祈願祭執行 中央地区、長瀬土捨場計画了承 黒田南工事用道路発注 長瀬土捨場河川付替工事発注 法皇トンネル南工事発注 長瀬土地改良事業協同施行組合設立 久保ヶ内橋上部工他発注 漁業協同組合、河川関連工事の補償契約調印 四国横断自動車道新宮地区安全対策協議会結成（公団・高速道工事請負業者） 黒田トンネル工事発注 馬立工事区工事発注 新宮村交通安全関係団体会議結成 新宮IC工事発注 大影トンネル貫通式 川之江大豊間用地買収完了 下り付第一橋上部工発注											馬立地区、新宮IC計画設計協議 馬立地区巾杭設置了承 大影トンネル工事発注 新宮地区、中央地区地権者、土地売買契約調印 新宮地区・中央地区設計協議会終了 綱山川橋上部工工事発注 村議会に長瀬土捨場反対請願提出される。請願署名名二〇一名 村議会、長瀬土捨場反対請願不採択決定 馬立地区地権者会、土地級別単価協議合意 笹ヶ峯トンネル北工事発注 長瀬土捨場工事地元説明会 第八次区間工事安全祈願祭執行 中央地区、長瀬土捨場計画了承 黒田南工事用道路発注 長瀬土捨場河川付替工事発注 法皇トンネル南工事発注 長瀬土地改良事業協同施行組合設立 久保ヶ内橋上部工他発注 漁業協同組合、河川関連工事の補償契約調印 四国横断自動車道新宮地区安全対策協議会結成（公団・高速道工事請負業者） 黒田トンネル工事発注 馬立工事区工事発注 新宮村交通安全関係団体会議結成 新宮IC工事発注 大影トンネル貫通式 川之江大豊間用地買収完了 下り付第一橋上部工発注											馬立地区、新宮IC計画設計協議 馬立地区巾杭設置了承 大影トンネル工事発注 新宮地区、中央地区地権者、土地売買契約調印 新宮地区・中央地区設計協議会終了 綱山川橋上部工工事発注 村議会に長瀬土捨場反対請願提出される。請願署名名二〇一名 村議会、長瀬土捨場反対請願不採択決定 馬立地区地権者会、土地級別単価協議合意 笹ヶ峯トンネル北工事発注 長瀬土捨場工事地元説明会 第八次区間工事安全祈願祭執行 中央地区、長瀬土捨場計画了承 黒田南工事用道路発注 長瀬土捨場河川付替工事発注 法皇トンネル南工事発注 長瀬土地改良事業協同施行組合設立 久保ヶ内橋上部工他発注 漁業協同組合、河川関連工事の補償契約調印 四国横断自動車道新宮地区安全対策協議会結成（公団・高速道工事請負業者） 黒田トンネル工事発注 馬立工事区工事発注 新宮村交通安全関係団体会議結成 新宮IC工事発注 大影トンネル貫通式 川之江大豊間用地買収完了 下り付第一橋上部工発注										

61											60											59											58											57										
8	6	4	4	3	1	11	10	8	7	2	1	12	10	9	7	7	4	3	3	8	7	11	6	4																														
5	9	25	9	31	26	25	21	14	12	13	20	21	17	14	11	18	7	13	28	21	13	28	28																															
新宮地区、中央地区、地元設計協議 新宮地区、巾杭設置了承 中央地区、巾杭設置了承 新宮地区、中央地区、中心線標識設置 新宮地区対策協議会結成 公団、馬立地区内路線説明会開催 馬立地区、中心杭打設を了承 新宮村四国横断自動車道対策連絡協議会結成 長瀬土捨場候補地について公団説明会を開催 長瀬土捨場用地地権者協議会結成 新宮インターチェンジ計画、馬立地区へ発表 現地説明会開催 新宮地区、中央地区、地元設計協議 新宮地区、巾杭設置了承 中央地区、巾杭設置了承											公団、中央公民館他二ヶ所で地元に対し路線計画説明と立入測量申入れを行なう 新宮地区（大影）、中央地区（黒田）は立入調査を了承 馬立地区対策協議会結成 新宮、中央地区現地立入調査開始 中央地区対策協議会結成 馬立地区立入調査を了承 新宮、中央地区、中心線標識設置 新宮地区対策協議会結成 公団、馬立地区内路線説明会開催 馬立地区、中心杭打設を了承 新宮村四国横断自動車道対策連絡協議会結成 長瀬土捨場候補地について公団説明会を開催 長瀬土捨場用地地権者協議会結成 新宮インターチェンジ計画、馬立地区へ発表 現地説明会開催 新宮地区、中央地区、地元設計協議 新宮地区、巾杭設置了承 中央地区、巾杭設置了承											四国地方建設局企画部長 村内現地視察 県および県議会陳情、その結果Bルート案容認となる 四国横断自動車道川之江大豊間整備計画決定及び施行命令出る 村議会、横断自動車の建設促進を村の方針とすることに同意 四国横断自動車道川之江大豊間建設促進期成会結成、連絡協議会を改組、会長大豊町長 四国横断自動車道川之江大豊間実施計画認可 路線発表（愛媛県庁） 公団、中央公民館他二ヶ所で地元に対し路線計画説明と立入測量申入れを行なう 新宮地区（大影）、中央地区（黒田）は立入調査を了承 馬立地区対策協議会結成 新宮、中央地区現地立入調査開始 中央地区対策協議会結成 馬立地区立入調査を了承 新宮、中央地区、中心線標識設置 新宮地区対策協議会結成 公団、馬立地区内路線説明会開催 馬立地区、中心杭打設を了承 新宮村四国横断自動車道対策連絡協議会結成 長瀬土捨場候補地について公団説明会を開催 長瀬土捨場用地地権者協議会結成 新宮インターチェンジ計画、馬立地区へ発表 現地説明会開催 新宮地区、中央地区、地元設計協議 新宮地区、巾杭設置了承 中央地区、巾杭設置了承											四国地方建設局企画部長 村内現地視察 県および県議会陳情、その結果Bルート案容認となる 四国横断自動車道川之江大豊間整備計画決定及び施行命令出る 村議会、横断自動車の建設促進を村の方針とすることに同意 四国横断自動車道川之江大豊間建設促進期成会結成、連絡協議会を改組、会長大豊町長 四国横断自動車道川之江大豊間実施計画認可 路線発表（愛媛県庁） 公団、中央公民館他二ヶ所で地元に対し路線計画説明と立入測量申入れを行なう 新宮地区（大影）、中央地区（黒田）は立入調査を了承 馬立地区対策協議会結成 新宮、中央地区現地立入調査開始 中央地区対策協議会結成 馬立地区立入調査を了承 新宮、中央地区、中心線標識設置 新宮地区対策協議会結成 公団、馬立地区内路線説明会開催 馬立地区、中心杭打設を了承 新宮村四国横断自動車道対策連絡協議会結成 長瀬土捨場候補地について公団説明会を開催 長瀬土捨場用地地権者協議会結成 新宮インターチェンジ計画、馬立地区へ発表 現地説明会開催 新宮地区、中央地区、地元設計協議 新宮地区、巾杭設置了承 中央地区、巾杭設置了承											四国地方建設局企画部長 村内現地視察 県および県議会陳情、その結果Bルート案容認となる 四国横断自動車道川之江大豊間整備計画決定及び施行命令出る 村議会、横断自動車の建設促進を村の方針とすることに同意 四国横断自動車道川之江大豊間建設促進期成会結成、連絡協議会を改組、会長大豊町長 四国横断自動車道川之江大豊間実施計画認可 路線発表（愛媛県庁） 公団、中央公民館他二ヶ所で地元に対し路線計画説明と立入測量申入れを行なう 新宮地区（大影）、中央地区（黒田）は立入調査を了承 馬立地区対策協議会結成 新宮、中央地区現地立入調査開始 中央地区対策協議会結成 馬立地区立入調査を了承 新宮、中央地区、中心線標識設置 新宮地区対策協議会結成 公団、馬立地区内路線説明会開催 馬立地区、中心杭打設を了承 新宮村四国横断自動車道対策連絡協議会結成 長瀬土捨場候補地について公団説明会を開催 長瀬土捨場用地地権者協議会結成 新宮インターチェンジ計画、馬立地区へ発表 現地説明会開催 新宮地区、中央地区、地元設計協議 新宮地区、巾杭設置了承 中央地区、巾杭設置了承										

4	3	2
1	5	11
9	8	8
8	8	5
4	30	15
8	6	24
8	8	8
27		

刃地床第一橋上部工発注、堂成橋上部工発注
 総野トンネル貫通式
 法皇トンネル貫通式
 刃地床第二橋上部工発注
 新宮舗装工事発注
 笹ヶ峯トンネル貫通式
 黒田トンネル貫通式
 四国横断自動車道川之江大豊間開通式

自動車道建設に当たって問題となり、解決に苦勞をした事項は多かつたが、その中でも特に心配されたことは次の事項であった。

1 飲料水渇渴対策

当村の場合、飲料水はほとんど谷水か湧水に頼っており、トンネル掘削によって影響を受けることは、過去の実例からしても十分心配されることである。そのうえに事後対策では不十分で、一ときも猶予は許されず、関係者の不安を解消し、事態を進展させるためには、是非とも事前対策でなければならなかった。

そこで、村は簡易水道を計画したが、吉野川総合開発計画中の利水計画が決定済みの中での本計画は、承認を得られるまでに幾多の困難が予想された。しかし、関係機関の配慮によって計画を実現することができ、昭和六十二年度から和田小屋川を水源とする簡易水道工事に着工、トンネル工事の影響が出るまでに完成させることができたのは幸いであった。

2 交通安全対策

工事に伴って資材運搬車両が増加するのはもちろんであるが、村内の横断道延長約一〇・六キロのうち六三%強がトンネルという特殊な工事であり、その膨大な量の捨土を未改良がほとんどの一般生活道を使用して運搬するため、交通量の増加は計り知れないほど多くなるものと予想された。特に中央地区、馬立地区では児童の通学路にも当たり、交通安全に対する対策が最大の問題となった。

第6章 交通・通信・電気

新宮地区対策協議会役員

役職名	60. 2. 13 設	60. 3. 7 立	1. 2. 18 改
会長	吉岡 幸雄	吉岡 幸雄	石川多太吉
副会長	田邊 捷	田邊 捷	田邊 捷
副会長	真鍋 博	石川 宗昭	石川 宗昭
会計	鈴木 寿	石川 英男	石川 英男
事務局	田邊 穂積	石川 泰輔	田邊 一郎
監事	田邊 一郎	田邊 一郎	石川 孟行
監事	石川 孟行	石川 孟行	岡崎 麻吉
理事	岡崎 麻吉	岡崎 麻吉	田邊 近市
理事	田邊 近市	田邊 近市	田邊 近市

黒田・大影地権者協議会役員

役職名	氏名
会長	鈴木 至
副会長	鈴木 正之
副会長	吉岡 幸雄
副会長	篠原 浅義
事務局	篠原 亘
監事	石川多太吉
監事	三鍋 正数
監事	三鍋公一郎

長瀬地区地権者協議会役員

役職名	氏名
会長	石川 繁義
副会長	石川 忠行
事務局	大岡 武重
理事	石川 貞嘉
理事	内田 半
理事	篠原 松一
理事	内田 茂夫
理事	内田 忠重
監事	内田 儀高
監事	長野 重徳

長瀬土捨場対策協議会役員
(61. 1. 26設立)

役職名	氏名
会長	篠原 松一
副会長	石川 繁義
副会長	内田 半
書記	長野 重徳

長瀬地区土地改良事業
共同施行組合役員

役職名	氏名
委員長	石川 繁義
会計	大岡 武重
委員	石川 忠行
委員	内田 光久
委員	大岡 鎮
監事	内田 半
監事	内田 秀康

中央地区対策協議会役員

役職名	59. 11. 2 設	60. 2. 12 改	61. 12. 6 選	1. 3. 7 選	3. 4. 13 選
会長	三鍋克夫	大岡鎮雄	大岡鎮雄	大岡鎮雄	鈴木至
副会長	大岡鎮雄	石川繁義	石川繁義	内田忠重	内田忠重
副会長	石川繁義	石川久一	内田忠重	長野重徳	長野重徳
副会長	石川久一	鈴木至	田邊良雄	石川久一	石川久一
副会長	篠原亘	内田忠重	三鍋公一郎	鈴木至	篠原亘
会計事務局	石川斐一	石川斐一	鈴木至	篠原亘	
監事	石川斐一	石川斐一	石川斐一	石川斐一	石川斐一
監事	長野重徳	長野重徳	長野重徳	石川繁義	石川繁義
監事	内田忠重	田邊良雄	石川久一	田邊良雄	田邊良雄
顧問	内田光久	内田光久	内田光久	内田光久	内田光久
顧問	内田半	内田半	内田半	内田半	内田半
顧問	中曾早雄	中曾早雄	石川博三	石川博三	石川博三
顧問		石川博三			

第6章 交通・通信・電気

第8表 新宮村内橋梁概要(本線)

橋名(線)	橋長(m)	形 式	
		上 部 工	下 部 工
銅山川橋(下り)	73.8	鋼連続非合成板桁	A逆T式、ラーメンP・壁式
馬立川橋(下り)	170.0	PC連続ラーメン箱桁	A逆T式P・壁式、中空壁式
野竹橋(下り)	196.0	鋼連続非合成板桁	A逆T式、P壁式
柿の下橋(下り)	423.0	PC中空床版・鋼連続非合成板桁	A逆T式P・壁式、中空壁式
松久保橋(下り)	96.0	鋼連続非合成板桁	A逆T式P・壁式
新黒松尾橋(下り)	445.0	鋼連続非合成板桁・RC連続中空床版	A逆T式P・壁式
新黒松尾橋(上り)	445.0	鋼連続非合成板桁・RC連続中空床版	A逆T式P・壁式
辺地床第一高架橋(下り)	416.5	鋼連続非合成板桁	A逆T式P・壁式
〃(上り)	421.0	〃	〃
辺地床第二高架橋(下り)	143.0	RC連続中空床版・鋼単純合成板桁	A逆T式P・壁式
辺地床第三高架橋(下り)	300.5	RC連続中空床版・鋼単純合成板桁	A逆T式P・壁式

第10表 川之江大豊間の道路構造基準

設計水準 設計速度 設計自動車荷重		第1種3級B 80km/h TL 20 t TT 43t
最小曲線半径	標準値 絶対値	R=400m R=230m
最急縦断勾配	標準値 絶対値	4% 7%
最小縦断 曲線半径	凸型 標準値 絶対値	4500m 3000m
	凹型 標準値 絶対値	3000m 2000m
最 小 視 距		110m
標 準 横 断 勾 配		2%

第9表 新宮村内トンネル概要

トンネル名(線)	延長(m)
法皇トンネル(下り)	3,123
大影トンネル(下り)	1,289
黒田トンネル(下り)	1,843
総野トンネル(下り)	225
笹ヶ峯トンネル(下り)	4,309

各地区対策協議会と村は、問題発生のつど、関係機関に対し個々の対策について申入れを行い、改善を図ったが、昭和六十三年九月には、当事者である道路公団伊予三島工事事務所と自動車道本工事請負業者が「新宮地区安全対策協議会」を組織し、交通安全対策等について全体で協議実行することになった。道路清

馬立地区対策協議会役員

役職名	氏名
会長	山下 正博
副会長	横内 肇
計局事	近藤 幸正
事務局	内田 豊一
〃	深谷 晃
〃	菅原 竹茂
〃	内田 修
〃	石川 輝雄
〃	内田 敏茂
〃	内田 寛
〃	内田 繁富
〃	岸清 博義
〃	脇内 忠雄
〃	横井 正子
〃	浅野 貞重
顧問	中曾 早雄

馬立地区地権者協議会役員

役職名	氏名
会長	二宮 春海
副会長	横内 肇
計局事	内田 麻四郎
事務局	後藤 敏修
〃	内田 寛
〃	内谷 介
〃	山口 信一
〃	西川 正博
〃	亀井 正重
〃	山下 福由
〃	石川 内田
〃	横内 卓敏
〃	内石 川輝
〃	後藤 広
〃	菅原 竹茂
〃	石川 喜正
〃	横内 善市

新宮村議会 四国横断高速自動車道対策特別委員会歴代委員

職名	52. 1. 31 選	54. 1. 26 改	56. 1. 27 選	58. 1. 27 改
委員長	田邊 禅	藤田 実	中曾 早雄	中曾 早雄
副委員長	岩本 覚	藤川 正信	藤川 正信	藤田 実
委員	福岡 和男	鈴木 昇	香川 定幸	藤川 正信
委員	藤川 正信	藤川 三鍋	藤田 実	福岡 和男
委員	藤田 実	木浦 吉一	藤川 喜頼	香川 定幸
委員	香川 正幸	田邊 達男	内田 豊一	木浦 吉一
委員	中曾 早雄	岩本 覚	三鍋 剛	長尾 昇
委員	三鍋 剛	福岡 和男	内田 光久	内田 光久

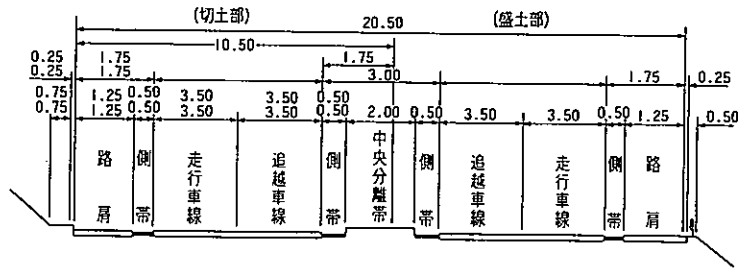
職名	60. 1. 28 改	62. 1. 28 選	1. 1. 31 改	3. 1. 28 選
委員長	内田 光久	田邊 達男	内田 光久	内田 光久
副委員長	内田 豊一	真鍋 高橋	内田 真鍋	内田 真鍋
委員	三鍋 剛	高橋 通夫	三鍋 剛	三鍋 剛
委員	山下 正博	三鍋 剛	内田 豊一	内田 豊一
委員	石川 博三	内田 光久	石川 博三	石川 博三
委員	田邊 達男	内田 豊一	石川 嘉永	石川 嘉永
委員	真鍋 高橋	高橋 通夫	内田 信茂	内田 信茂

第6章 交通・通信・電気

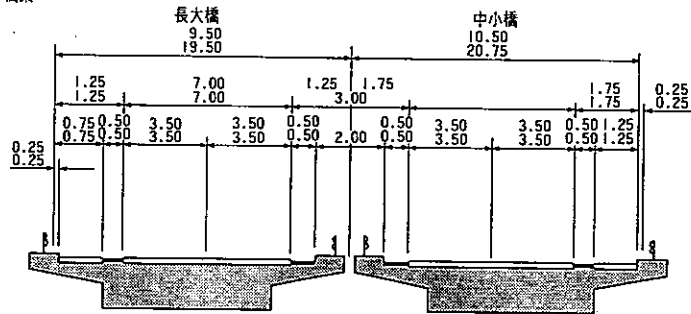
第4図 標準横断面図(寸法二段書上段は暫定施工時、下段は完成施工時)

(第八次区間・3級B)

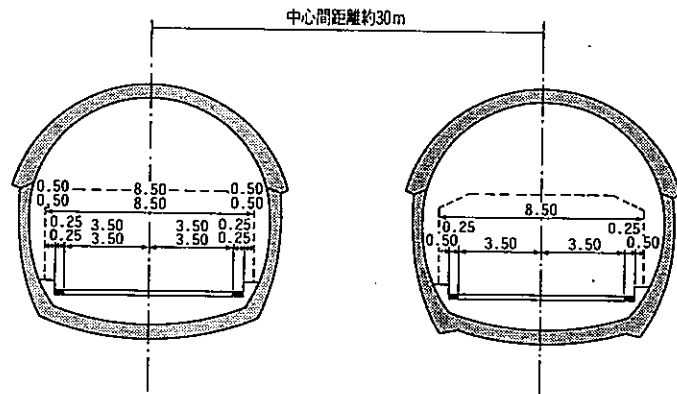
A. 土工部



B. 橋梁

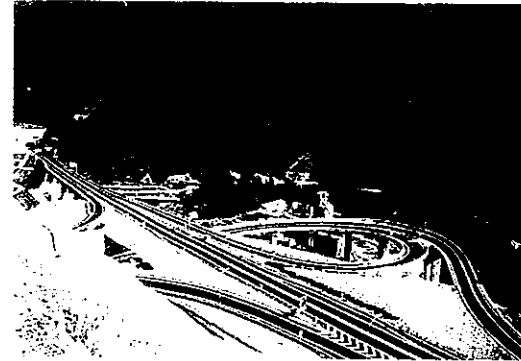


C. トンネル

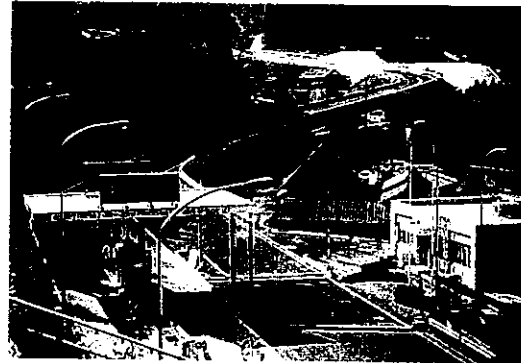


第3編 産業・経済

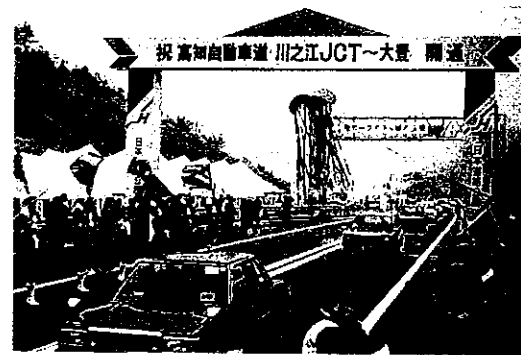
掃や防塵撤水、歩道設置や待避所、カーブミラーの増設など、可能な方法がとられ、ある程度改善された。
 こうして高速自動車道川之江大豊間は、平成四年一月三十日に開通した。昭和五十三年十一月に施行命令が出されてから約一三年、路線発表がされてから八年一〇か月、村内で最初に工事発注されてから四年一〇か月での開通であった。
 川之江大豊間の延長は二九・一キロ、完成までの事業費は一億二千万円となり、メートル当たり約四二〇万円という巨額なものであった。



高知自動車道新宮IC

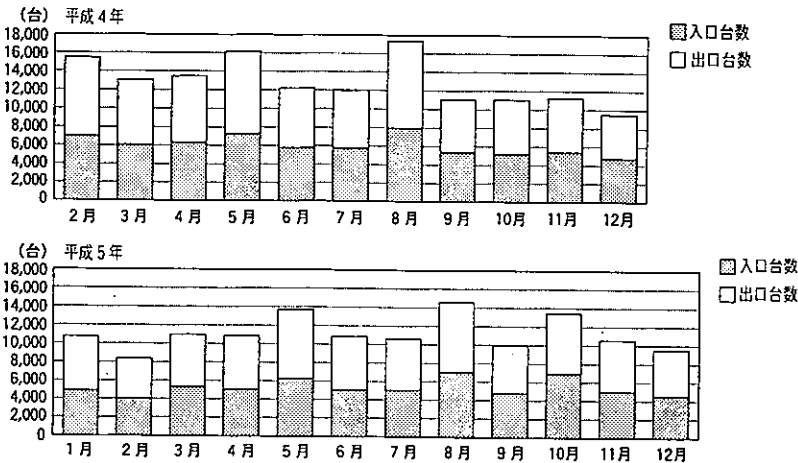


高知自動車道新宮ICゲート附近



高知自動車道川之江一大豊間開通式

第5図 新宮IC自動車利用状況



二 新宮IC設置と影響

第一一表に新宮ICの利用状況を示した。平成四年は、開通直後の物珍しさもあって利用台数が多いことは予想されたが、平成五年の利用実績を見てもあまり減少していない。

計画時の予想では、一日の平均利用台数は一〇〇台程度と見込み、むしろ緊急時の脱出口としての機能を重視していたと思われるが、一日平均三〇〇台以上の利用は想像以上の結果となっている。

第五図からわかるように、五月と八月がピーク月となっている。五月は新茶まつりの入込客があり、八月は盆の帰省客があって利用度数を高めた結果になっている。入口よりも出口が常に多いのは、高速道を利用して来た入込客も、帰りは一般県道を通して離村する車があるためと考えられる。

本村は、立地条件から生産的企業の誘致はほとんど望めない。せっかくできたICを、効果的に利用するためには、視点を変えた考え方が必要なのかもしれない。

(平成4年)

通行台数 入口 出口	平成4年 1月	平成4年 2月	平成4年 3月	平成4年 4月	平成4年 5月	平成4年 6月	平成4年 7月	平成4年 8月	平成4年 9月	平成4年 10月	平成4年 11月	平成4年 12月
	最高	15,486	13,033	13,421	16,178	12,179	12,036	17,367	11,057	10,946	11,187	9,558
最低	7,045	6,007	6,190	7,323	5,632	5,698	7,991	5,262	5,191	5,212	4,995	4,995
一日平均 (前月比)	8,441	7,026	7,231	8,855	6,547	6,338	9,376	5,795	5,755	5,975	4,995	4,995

第11表 新宮IC利用状況

(平成5年)

通行台数 入口 出口	平成5年 1月	平成5年 2月	平成5年 3月	平成5年 4月	平成5年 5月	平成5年 6月	平成5年 7月	平成5年 8月	平成5年 9月	平成5年 10月	平成5年 11月	平成5年 12月
	最高	10,843	8,445	11,141	10,868	13,712	10,886	10,660	14,658	9,897	13,647	10,690
最低	5,220	4,083	5,365	5,151	6,329	5,147	5,041	6,990	4,834	6,707	5,189	4,625
一日平均 (前月比)	5,623	4,362	5,776	5,717	7,383	5,739	5,619	7,668	5,063	6,940	5,501	5,034